

令和4年9月清須市議会定例会会議録

令和4年9月2日、令和4年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤 奈美	2番	浅妻 奈々子
3番	齊藤 紗綾香	4番	土本 千亜紀
5番	松岡 繁知	6番	山内 徳彦
7番	富田 雄二	8番	松川 秀康
9番	大塚 祥之	10番	小崎 進一
11番	飛永 勝次	12番	野々部 享
13番	岡山 克彦	14番	林 真子
15番	加藤 光則	16番	高橋 哲生
17番	伊藤 嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井 泰三	20番	成田 義之
21番	天野 武藏		
		計	21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のために出席した者は次のとおりである。

教 育 長	齊藤 孝法
企 画 部 長	河 口 直 彦
総務部長	岩 田 喜 一
市民環境部長	石 田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス	加 藤 久 喜

ワクチン接種対策監

建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
総務部次長兼財産管理課長	飯 田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課長	三 輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課長	松 村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古 川 伊 都 子
建 設 部 参 事	猿 渡 一 樹
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
税 务 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	辻 清 岳
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	北 神 聖 久
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下 村 辰 之
清洲市民サービスセンター所長	石 田 譲
春日市民サービスセンター所長	日 比 野 銳 治
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新型コロナウイルス	寺 社 下 葉 子
ワクチン接種対策室長	
土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之

生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 16名)

(時に午前 9 時 30 分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和 4 年 9 月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 21 名でございます。

本日の会議を開きます。

本日、永田市長、葛谷副市長、丹羽危機管理部長、石黒企画部次長兼人事秘書課長、樋本総務部次長兼総務課長、林企画政策課長、服部財政課長の 7 名より、体調不良により欠席の届出が提出されています。

昨日の本会議に引き続き、日程第 1 、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で 11 名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 16 番議員 (高橋 哲生君) 登壇 >

16 番議員 (高橋 哲生君)

16 番、新世代、高橋哲生でございます。

議長のお許しを得ましたので、私からは、通告に従い、清須のチカラを結集しよう～寄附の状況と展望について質問をさせていただきます。

少子高齢化、人口減少社会の進展により自治体財源はますます逼迫していきます。また、住民ニーズもますます多様化、専門化、複雑化していきます。そういった今日的課題を解決していくためにも、住民を顧客として考え、多様で際限のない住民要求に対するサービスを提供し続ける統治の力による行政マネジメントから、住民が主体的な力を發揮できる協力による住民自治マネジメントへ転換することが求められています。

本市においては市民協働やふるさと納税の取組も展開されているところでありますが、本市に関係する市民の皆様が、より主体的に、積極的に、それぞれ市政や地域社会の中で実現したい多様な思いを形にして、参与や協力できる仕組みを構築していくにはどうしたらいいのか、さらに議論を進めていく必要があります。

そこで今回、市民の皆様の地域への思いを形にしていく多様な手法がある中でも、最も直接的で、その意味で最も効果の高いと考える「寄附」をテーマとしまして、以下質問を展開させていただきます。

1番、まず初めに、本市への寄附の状況を伺います。

①ふるさと納税（市内、市外の別）

②その他の寄附

③寄附の内訳（お金、物品、土地）であります。

2 市民の皆様が、寄附によって市政を応援したい場合はどのようにすればよいか。

3 寄附による市政等への協力を得る効果的な手法として、自治体によるクラウドファンディングがあります。これは説明しますと、自治体がふるさと納税の使途を示し、事業費としてインターネットを利用して住民側から寄附を募る手法です。自ら地域課題の解決策を示し、共感した住民の寄附を施策に活かす仕組みで、行政の新たな資金調達手段として注目を集めているということであります。この自治体クラウドファンディングの活用についての御所見を伺います。

以上、明快な答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、河口企画部長、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口です。

大きい1番の①ふるさと納税の状況についてお答えいたします。

本市の令和3年度のふるさと納税のポータルサイトからの寄附件数につきましては4千21件で、そのうち市内在住者からの寄附につきましてはゼロ件であります。過去におきましても市内在住者のポータルサイトからの寄附実績はございません。以上です。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。4千21件で、市内からは現在も過去もないということではありますけれども、件数は分かりましたけど寄附額を教えていただきたい。また、清須市民の方が他の自治体に寄附している額と市民税控除額、人数も併せてお答えください。

議 長（野々部 享君）河口企画部長。

企画部長（河口 直彦君）

金額につきましては令和3年度決算でございますけれども、9千274万3千円、こちらが本市に寄附をされた金額となります。あと、本市の市民から、市民の方がほかの自治体に寄附をされたという実績につきましては、寄附金額としまして4億3千800万円ほどで、これに伴いまして市民税のほうが発生しますので、本市の市民税控除につきましては、2億978万円というふうになっております。以上です。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。じゃあ、2番と3番を続けて御答弁をお願いいたします。

議 長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対して……。

16番議員（高橋 哲生君）

②と③を行ってください。

議 長（野々部 享君）

②と③ですね。

16番議員（高橋 哲生君）

続けてお願ひいたします。

議 長（野々部 享君）

次に、1の②の質問、1の③の質問に対し、河口企画部長、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

②その他の寄附につきましては、本市では個人や企業、団体から現金、物件、土地などの寄附を頂いております。そして、③のその寄附の内訳でございますけれども、令和3年度の寄附実績につきましては、現金の寄附が10件となっておりまして、金額にいたしますと271万161円、そして物件の寄附につきましては22件、土地の寄附が1件ございました。物件の寄附、先ほど言いました22件のうち8件はコロナ禍でございますので、不織布マスクをはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に関するものであります。以上です。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございました。ただいま、寄附についてお答えいただいたんですけども、この数字でどのように受け止めていらっしゃいますか。

議 長（野々部 享君）

河口企画部長。

企画部長（河口 直彦君）

先ほど、まずふるさと納税につきましては、本市への寄附金、そして市民の方が本市以外のところに寄附をされた、いろいろな金額を申し上げましたので、そういう比較をさせていただきますと、もう少しふるさと納税につきましては、本市への寄附につきましてもうちょっと増やしていきたいというような感覚を持っておりますけれども、その他の寄附につきましては、これが過去からの推移を見ても、先ほど申し上げた件数というのはずっと推移している状況ですので、本市クラスの自治体であればそのぐらいの金額で妥当なのかなとは考えています。以上です。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。ふるさと納税ですね、入りと出でバランスとしては残念ながら本市としてはマイナスが多い、よくないということで、何とか出を抑えて入りを増やしたいと、きっと市役所の皆さんも考えている思います。そしてまた、寄附の推移については、清須市ぐらいの自治体と同じような推移が続いているというような答弁だったんですけども、それでよしとするのか、いやこれからの未来はまた違ったことを考えていくのか、私はその後者でありたいと思っております。みんなでぜひ知恵を出していただきて、新しい市民参画の在り方を考えていきたいというのが今回のポイントでございます。

では、質問を続けさせていただきますけども、寄附金控除についての御説明をお願いしたい。

議 長（野々部 享君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課長の渡辺でございます。

ふるさと納税は御自身の選んだ自治体に対して寄附を行った場合に寄附額のうち、2千円を超える部分について所得税及び住民税からそれぞれ控除が受けられる制度です。確定申告にてふる

ふるさと納税に関する寄附金控除を申告される方については、ふるさと納税を行った年の所得税からとふるさと納税を行った翌年度住民税からそれぞれ控除されます。確定申告の必要のない方については、ワンストップ特例申請をしていただくことにより、ふるさと納税を行った翌年後の住民税から全額、税額控除されます。以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今からふるさと納税の寄附金控除の説明を受けたのですけども、これですね、ふるさと納税というのは一般的には他の自治体に納税すると返礼品もあって控除があるということなんんですけども、自ら住んでいる自治体でも納税はできるということですね。その中で自らの自治体に寄附した場合も控除ができるという認識でよろしいですね。

議長（野々部 享君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

お住まいの自治体に対して寄附をすることもできますし、寄附金の控除を受けることもできます。以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

先ほど、自分の住むまちの、清須市に住んでいる方がふるさと納税をしている方はゼロということだったんだけど、内閣府の令和元年度のアンケートは、そのときに寄附をされた方のうち、寄附金控除を利用されなかった方が83.3パーセントいらっしゃるんですね。うち、控除の制度を知らなかった方が40.9パーセントいらっしゃったということなんですね。私、ふるさと納税を含みます寄附金が、税額控除ができるということをもっとPRすべきだなと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

河口企画部長。

企画部長（河口 直彦君）

ふるさと納税の制度がでてからですね、一環してその辺の周知をされていると理解しております

ます。といいますのは、どうしてもふるさと納税の制度自体は国が言いかけた設計でございます。ですので、その設計について一般的な解釈としては返礼品がございまして、その返礼品目当てというのは少し語弊があるかも分かりませんけれども、そういったところで解釈される。先ほど税務課長が申し上げましたように、寄附額2千円を除いた金額が控除されるというんで、世間一般的に有名な例でいくと、2千円で蟹とか肉とかお米とかが買えるというような認識をされている方がかなり多くございます。ということで寄附金も今、議員が言われたような数字のことというのは私もびっくりしておりますけども、そういったことで寄附をして見える方がお見えになりますので、そういった数字が出てくるのかなと思います。ですので、ふるさと納税の制度の周知としましては、周知のほうはさせていただいておりますので、その周知の中で寄附金控除も最低限、国の方がされておるというふうに理解をしています。以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

加熱するふるさと納税の在り方というのが、いいのか悪いのかという議論もあると思うんですけど、本来のふるさとを応援したい、そのふるさとというのは当然自分の住んでるところもあるという、これが本質だと思うんで、そこら辺を、今先ほど聞いて収支としては、入りより出が多いという話でしたので、それを清須市を応援したい、寄附したいという方に向けていくことが大切だと私としては思います。大きい2番をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の質問に対し、河口企画部長、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

大きい2番について、お答えします。

現在、本市では寄附に関する手続方法等含め、周知のほうは行っておりません。寄附を希望される方々のお問合せに対しまして、その使途の指定の有無についてそれぞれ所管課等において対応している状況でございます。ただ、他市におきましては寄附行為については、市のホームページ等で周知を図っている例も見受けられますので、手続方法等も含めた周知につきましては調査・研究をしていきたいと考えております。以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今、現在ではあまり周知されてないということですので、その方法です、ぜひ分かりやすく周知をしていただきたいと思いますけれども。もう一度今の話で、ここで皆さんの御理解を深めていただきたい。現在の寄附する場合の手順というのを、詳しく、分かりやすく、ご説明していただければと思います。

議 長（野々部 享君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

ふるさと納税以外の寄附につきましては、まず寄附を希望される方が一番最初に恐らく人事秘書課のほうにお見えになると思います。人事秘書課のほう、もしくは土地ですとかそういった形ですと財産管理課になるんですけども、大半が人事秘書課のほうなんです。その人事秘書課において用途、何に使われますか、希望されますかというような話をまずしますので、いや特に指定はございませんという寄附であれば、一般寄附として人事秘書課のほうで受けさせていただきますけども、いやいや何々に使ってほしいよ、こういう目的でお願いしますというような寄附につきましては、その所管課のほうに行っていただいて、その所管課のほうでもう少し具体に話を聞いた上で、寄附をお願いしておるというような流れになっています。以上です。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

使途をまかせる場合、寄附される方の要望にそった指定寄附があるということだと思います。この指定寄附について、これまでどんな事例があったのか、もし紹介いただければお願いします。

議 長（野々部 享君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

具体的な例としましては、新川中学校の卒業生の方が新川中学校の整備に使ってほしいといった本当に具体的な指定寄附もございますし、ただ漠然と高齢福祉事業に利用してくださいですか、域の整備に使ってくださいといった具体的なところから漠然とした方向性が出ているのが指定寄附の内訳となっております。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

では、寄附のインセンティブを考えていく際に、今後、どのような取組を進めていこうと考えられていますか。

議 長（野々部 享君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

寄附につきましては、先ほど申し上げましたように大きく分けると、ふるさと納税とその他の寄附でございます。ふるさと納税につきましては、やはり今現在、企画政策課のほうで事務を取り扱っておりますけれども、そういったところで積極的に商品開発、また、積極的にやっていきたいというふうに思いますけれども、一般寄附につきましては、どうしても今まで積極的に市のほうからやってくださいねというPR的なことをしておりますし、あくまでもお見えになつた方に対して、寄附をお願いするという状況ですので、その一般寄附について市民の方々にインセンティブを持たせて積極的に寄附をしていただこうというようなところは現時点では考えておりません。以上です。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今は、積極的に寄附をお願いするというのは、あまり行政として考えていませんというお答えだったんですけど、そこら辺の考えを変えることは必要でないかなと思っております。寄附をお願いするというものよりも、市としては寄附はできますよというような受皿を提示することが大切であるかなと私は思いますので、そこら辺もまた、当然これはこれまでの行政の考え方というのもありますけど、こういった市民主体の在り方というのも考えていく必要かなと。寄附のインセンティブを高めるには、私から少し提案させていただきたいんですけども、松戸市というところでまつど応援寄附実績報告書という分厚いのがありますので、これは、寄附をされた方の一覧を公表したり、またどのように寄附が市政に活用されたのかを写真をつけて、詳細な実績報告をしているわけですね。これはどのようにありがたい、頂いた寄附を市の施策に活用したかというのを言わば可視化している、より分かりやすい写真。本市も一応報告というのはございますけれども、こういったホームページでも見える、そういうものを数字が羅列していて、そこら辺を

何か自治体の誰が寄附したの、どの辺に寄附したの、その寄附はどんなことに使ったのかということを可視化してPRしていくということがまた一つインセンティブを高めることだと思いますので、こういったことも考えていただきたいと思います。また、近年、注目を浴びているのが遺贈寄附という、亡くなった場合寄附をする、そういったことを銀行とタイアップして推進していくというのも一つの在り方ではないかなと思いますので、こういった点を併せて御検討いただくことを要望いたします。

3番のほう、お願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、3の質問に対して、河口企画部長、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

3番についてお答えいたします。ふるさと納税型クラウドファンディングにつきましては、その事業に対しましてより多くの人からの共感ですとか賛同を得ることができないと、効果が発揮できないということになっております。ですので、対象事業の設定ですかPR方法など、その手法については調査・研究に努めていくということあります。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

現在、調査・研究に努めているということで、ぜひ進めて実現していただきたいですけれども、これはスピードにやらないとチャンスは失ってしまいますので、よろしくお願いしたいと思います。実績としましては、クラウドファンディング型のふるさと納税として、令和3年度には全国2割弱の約300自治体が取り組んでおりまして、160億円の実績があるそうです。これは全体の中の僅か2%であります。内容は、こども食堂の支援や犬猫の殺処分防止、昨日、2名の同僚議員からの質問のあった地域猫などの共生のための避妊去勢手術の支援などが有名であり、大変成功して事例があるそうでございます。また、広島県呉市には戦艦大和の主砲製造した大型旋艦を焼失から守るということで大和ファンの圧倒的支持を受けて開始1日で1億円の寄附を集めたという事例もあります。知恵と工夫次第で寄附を集めるには大変有効な手段と考えますが、その有効性についての認識をさらに伺いたいと思います。

議長（野々部 享君）

河口企画部長。

企画部長（河口 直彦君）

クラウドファンディングの制度につきまして、ある程度今議員が言われたかなりの大きな金額が集まったというのは当局としても理解しております。魅力ある事業から今先ほど言いましたふるさと納税のポータルサイトでクラウドファンディングできるようにしますと、どうしても返礼品がこのクラウドファンディングについて回ることであります。というので、クラウドファンディングには議員言われた金額の全てが魅力的な事業についての寄附かどうかとうのは、いささか疑問を呈するところではございますけれども、一定程度の成果はあるということは当局としても理解しています。

昨日の一般質問の中でも答弁させていただいた中で、該当委員会のほうからも積極的な新たな財源確保ということで何かという言葉もございましたんで、ここのところは今考えておりますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、どうしても事業的に難しいところもございますので、今現在は、調査・研究に努めているという答弁に留めさせていただきます。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。自治体クラウドファンディングで、事前に具体的に持っていく人を市民の方に、また外部の方に提示して寄附を募って、納税者の税金に対する意識の醸成にも効果があるとも言われています。市民が社会課題に対して関心を持つ機会になります。また従来の考えでは、予算的な面でなかなか手が届かない若年層、子育て層あるいは社会的弱者や動物保護・自然保護・緑化などのプロジェクトを実施するためにも、有効かつ迅速な対応ができるそうです。それはなぜなら、現場を担当する担当部課が、主導的に資金調達からプロジェクト実施が可能となるからであります。これは現場のやる気次第で、これまでやりたくてもできなかつたプロジェクトが素早くできるという手段であります。ですから河口企画部長、ふるさと納税を始めたときに企画政策課長でしたので、いろんな思いがきっとあると思うんですけど、調査・研究を当然進めていただきたいんですけども、それよりも、さあ、みんなで知恵を絞って頑張ろうと担当部課を鼓舞していただきたいと思います。

もう一度、答弁をお願いします。

議 長（野々部 享君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

今、議員言われるように、ふるさと納税制度が始まった当初は私、企画政策課長をやっておりました。クラウドファンディングに限って言わせていただくならば、ふるさと納税の制度ができる以前の本来のクラウドファンディングという制度設計であれば、今、議員言われたような成果もそのうち見えるかなと思うんですけども、いかんせん、ふるさと納税という制度が始まっていますから、どうしても返礼品というのがついて回るということになります。とはいって、先ほど答弁しましたように、お金の集金力も理解しているところですから、この魅力ある事業検討につきましては企画政策課だけではなく、本市の事業課の知恵を借りてやるというふうになれば、そういったところで全般的な判断の中でやっていきたいというふうに思っておりますので、そういったところで御理解をお願いしたいと思います。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ぜひ、旗振り役をお願いしたいと思います。

では、最後に一つお尋ねしたいと思うんですけども、具体的な話、西枇杷島まつりの花火の協賛金がありますけれども、これですね、これをふるさと納税を活用したクラウドファンディングで例えば広く寄附を集めます。また同時に、寄附金控除ができるようにしたら、もっと集まると思うんですけど。その辺いかがでしょうか。

議 長（野々部 享君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田であります。

ただいまの御質問はまつりに精通され、取り組まれているからこそそのご提案と受け止めていますが、まず、税控除といいますと一般的に特定寄附金がありますが、寄附については国、地方公共団体のほか公益を目的とする複数事業を行う法人等が対象となっており、尾張西枇杷島まつりの主催者である西枇杷島町まつり振興会への寄附につきましては、税控除の対象にはならないというのが一つございます。それからふるさと納税またはふるさと納税型クラウドファンディング制度の手法については先ほどからお話を出ておりましたが、どちらについても基本的に自治体が行うものということで、西枇杷島町まつり振興会への資金提供は返礼品や税控除の対象

になっておりません。

仮に、こういうことを今できるそれからクラウドファンディング、やるにしても今の考え方としましては、尾張西枇杷島まつりにおいては、まつりに対する考え方やねらいに賛同してあくまでも協力していただく見合いのある協賛金制度が既に定着しております、特典としましても、花火特別観覧席の招待、花火プログラムへの企業・個人名の掲載、それから花火を打ち上げる時のメッセージの紹介、こういったものがありますが、比較的好評を得ているということでございます。こういった特典につきましては、お金をかけずに特典を提供できる、そういった利点もございます。協賛金の件数が増加傾向にあるということを踏まえて、今後とも引き続き、協賛金制度で資金を募り、花火運営に活かしていきたいというふうに考えておるところでございます。さらに、ちょっと申し上げますと、税控除という特典よりもこれは一つの考え方でございますが、まつりや花火を直接観覧していただける、知りていただける機会を図る、そういった特典、協賛金、そういう特典をもたせて、さらに来年度以降も協賛いただけるきっかけにもなればと思っておりまして、そういうことを期待しております。

最後に申し上げますと、協賛金制度は今一番ベストだと思っておりますが、今後またいろんな制度がでてくるかも分かりませんし、考え方もいろいろ議論の余地もあると思いますので、決して協賛金だけではなく、あらゆることを探求心をもってやっていくことが必要だと思っておりますので、これからもそのような心がけでしていきたいと思います。

今は、協賛金制度ということで引き続きやっていきたいということあります。以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございました。石田部長さん、いろいろな考え方をしていただいている中で、今の協賛金が明らかに成功していることと評価しておりますし、これがベストだというお考えだと思いますけれども、ふるさと納税をいろいろまた勉強していただきたんですけども、あくまで自治体じゃなくても主体が一つ団体をかませた中で自治体が応援するようなふるさと納税、クラウドファンディングの手法も見受けられますので、そういったこともそうすれば控除にも使えますので、そういうところも研究していただきたいです。ありがとうございました。

まとめに入りますけれども、今回は市民の皆様の地域で協力したいという思いの受皿や仕組み

をつくっていくことを願って、寄附というテーマで質問をさせていただきました。そして、そのための自治体クラウドファンディング、これは寄附の使途を考案することを通じ、市民の皆様と行政が一緒になってまちづくりのために考えるきっかけになると思います。同時にＳＤＧｓの17番目にうたわれているパートナーシップでも目標を達成しようという理念にもかなっております。このような市民の皆様による主体的な協力の力を結集していくことが天下の清須の再生につながるものと信じております。市役所の皆様の奮闘をお祈りしつつ、また本日体調不良で休まれている市長、副市長、幹部職員の皆様へ、本日の質問内容をしっかりと情報共有していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

ここで、機器の調整のために暫時休憩を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（ 時に午前 9時30分 休憩 ）

（ 時に午前10時07分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく2つの点について質問させていただきたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス第7波は、これまでに経験のない感染拡大となっています。しかも新型コロナウイルスの感染拡大は3年という長期間に及び、この先も収束の目途が見えません。国内の患者数も7月から大幅に増加して1千750万人以上となり、死者は3万7千人を大きく超えました。8月19日には全国の患者発生数が1日で26万1千29人と過去最多となり、盆休みの人の移動により急激に増加し、爆発的な拡大は既に災害レベルに達しています。現在、コロナ禍に伴う様々な問題で苦しむ関係者を支援する上で行政が担うべき役割は、地域住民の健康を守る

ために必要な「公的責任」を果たしていくことにあります。

そこで、以下質問をいたします。

①本市の第7波の現況をどのように捉え、対応対策を行っているのか伺います。

②住民に最も身近な基礎自治体として、健康危機管理対策における清須保健所との連携協力体制はどのように図られているのか伺います。

③オミクロンBA.5株による新型コロナウイルス感染症第7波は軽症が多いように報道されていますが、呼吸器症状が軽症であっても、高熱やのどの痛みというかなりつらい症状を呈しています。また、感染時の症状は軽症でも、その後、様々な後遺症で苦しんでおられる方もおられ、それが若い方に多いことも報告されています。

今、地域保健行政として健康課題解決を図る役割が求められており、事業としてコロナ後遺症相談窓口など設置した自治体や、感染された方の自宅療養を診療所や訪問看護ステーションが委託先となって支援する取組など、自治体独自の取組が始まっています。本市は、今後の対応についてどのように考えるのか伺います。

④救急医療は逼迫し、救急要請数も増えています。医療崩壊により、「救えるはずの命が救えない」ということはあってはならないことであり、発熱外来、入院治療、在宅治療、健康観察、回復者の療養、後方支援医療、救急医療など、地域医療機関の全体の強化と連携が緊急に求められます。名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画においても、医療機関における機能分担と連携の重要性が強調され、検討と見直しが行われています。さらに、2024年からの第8次医療計画からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されます。新型コロナウイルス対応と地域医療構想が、名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会の中でどのように検討され、議論されているのか伺います。

大きく2問目であります。悪臭公害問題についてであります。

化製場による悪臭公害は依然としてやまず、問題の解決を見いだせないままとなっています。行政は、行政指導に基づく公害行政として問題解決を進めていかなければなりません。国、県、自治事務を行うあま市、そして本市が、この問題を解決していくために役割と課題を明確にしていくことが求められます。

そこで、以下伺います。

①「通報、苦情による現場確認」と「臭気測定によるデータの収集」など、この間の取組と実態について伺います。

②規制基準において物質濃度をクリアしているのに、悪臭が解決されないのはなぜか伺います。

③当該化製場とあま市・清須市・愛知県において連絡会議を設け、話し合いが行われ、本市は臭気データ、苦情件数、苦情内容等を発表し、臭気の抑制・改善を強く要請していますが、原因の究明と問題解決していくための対策の協議・検証はどう図られているのか伺います。

④悪臭発生時の対応は、役所の閉庁時間後においては宿直者が聞きおくのみで、翌日対応になっています。地域住民及び周辺環境への影響をおもんばかれば、迅速に対応し、悪臭の防止に努めることが必要であります。対応体制を速やかに立ち上げ、措置していくことを求めるとともに、悪臭発生の通報の受理と調査、原因究明、応急対応、再発防止、地域住民への情報提供など、対応の在り方についてどのように考えるのか伺います。

以上であります。解答をよろしくお願ひいたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の第7波の現状として、7月の感染者は2千304人、また8月は4千299人となっており、今までにない感染拡大となっております。年代別としては10歳代の感染者が一番多く、次に10歳未満と20歳代から40歳代までの感染者数が多くを占めており、罹患症状別としては軽傷者が約96%となっております。

本市の感染拡大対応策としましては、引き続き、広報、ホームページの掲載以外にすぐメール、市公式LINE、きずなネット、子育てアプリ「キヨスマ」などのSNSの活用や防災行政無線を流すなど、迅速に情報を提供できるよう努めるとともに、コロナのワクチン接種についても、国の方針に沿った接種計画の構築や円滑に予約や接種が行えるよう体制を整備してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、第7波ということで報告がありました。7月、8月だけでも約6千500人の感染者がいるということであります。この間の新聞報道を見ると、県内の新型コロナウイルスの感染者数は

8月31日現在で清須が約1万1千722人となっておったわけであります。第7波だけ見ると、第7波がいかに多いかということが明らかでありますし、本市の人口が約7万人だとすると約1万2千人の方が感染者の数だとすると、今、言われたように5・8、6人に1人が感染されたという割合だと思うわけですけれども、こういう実態を見て、今、国の方針に従って対応対策ということであります。第7波の異常な増え方についてはどのような認識をされているのか、再度伺います。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

第7波に関しましては感染力が強いということで、ワクチン接種、さらに市民の皆様方も様々な感染対策を行っていただいている状況ではありますが、さらに感染が拡大しているというところで、私どももどのようにしたらこれが収束していくのか、というところが見えない状況ではございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

次の質問に移る前に、この第7波ですね、保健所の週報なんかを見ると、8月のお盆過ぎから1週間で1千人の数なんですよ。それで、8月、4千299人という数を言われたわけですけれども、本当にこの増え方が一気に増加しているわけであります。

そこでですね、どう今、対策を行っているのかということは言われたわけですが、続いて質問を行いたいと思いますので、2番の答えをお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の御質問にお答えをいたします。

本市が行っている陽性者や濃厚接触者に対する買物や薬の受取り代行などの生活支援について、保健所から御本人への電話による健康観察時に案内を依頼しております。

また、保健所から陽性者に電話連絡を繰り返し行っても電話がつながらない場合には、保健所

から市へ依頼があり、市の職員が陽性者宅に訪問し、保健所への電話連絡をしていただくようお願いするなど、感染者の対応として連携を図っております。

そのほか、第7波の感染拡大に伴い保健所業務が逼迫していることから、愛知県より職員の派遣依頼があり、保健師1名を派遣し、電話による陽性者に対する健康観察を実施いたしました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

依頼によって保健所に支援員を派遣されたということあります。それであえてお聞きするわけですけれども、後ほども再質問で詳しく聞きますが、名古屋・尾張中部医療圏の保健医療計画、これを見ると健康危機管理対策の尾張中部のところに健康危機管理体制の整備の現状についてという項目があって、「清洲保健所健康危機管理調整会議を設置して、関係機関と情報収集・伝達等の連絡体制を整備して緊密に連携を取り、協力体制の確保を図っています」と書かれているわけです。そうすると、今いろいろ上からの指示で、保健所からの指示でやっているということがあつたわけですけれども、この危機管理の調整会議で関係機関、これは清須市も入るわけですけれども、情報収集や伝達の連絡体制の整備とか緊密な連携、ここのところはどういうふうに図られているのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

コロナに関しましては、県からの情報などは私どもも、県のほうから直接通知などはいただいておりまして、それを確認して様々な情報を得ているということと、私たちが日頃市民の方から御相談などを受けて、不明な点ですとか、保健所が実施している業務などについて確認を取らせていただいたり、あと保健師間での情報交換を行っている状況です。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そういう情報交換、先ほど言わされたことも含めてですけれども、感染者情報等は含まれないわ

けですね。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナワイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

感染者の情報につきましては、私どもがやっている生活支援に関しまして、生活支援を依頼された方が陽性者かどうかというところの確認も保健所にさせていただいておりますが、それ以外のところについては実施をしておりません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それでは、濃厚接触者やウイルス陽性者へは生活援助、これは要綱で先ほど言われたわけですけれども、自宅療養者等の生活支援事業は実施されているわけです。今、言われたこの支援の事業ですね、本市の場合は今どんな状況で実施されているのか、実態を伺いたいと思います。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナワイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

生活支援につきましては、令和3年8月から開始をさせていただきまして、令和3年度はお二人の方が御利用されました。令和4年度につきましては、第7波の8月に依頼が集中しております、6人の方、合計8人の方が御利用いただきまして、買物の支援を実施しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

これはこれで令和4年度は6名実施されるとということであります。

それでですね、今、愛知県は医療機関から提出される発生届を基に、患者さんに対して「療養愛知」というタイトルでSMSを発信されているわけであります。このSMSが届いた方には、原則としてMy HER-SYSによる自身での健康管理をお願いすることが行われているわけですけれども、しかし、こういったSMSの届かない患者に対しての対策が非常に気になるわけ

であります。

固定電話のみの患者へ連絡を優先するようにどうしていくかということで、それぞれ課題として挙がっているわけですけれども、先ほど、保健所が連絡が取れないところには市にお願いして、市が見に行くとかいうことを言わされたわけですが、こういった人たちの対応というのは、現実に清須市ではどうなつとるかお伺いしたいと思います。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

清須市というよりも保健所がそういった方の健康観察、コロナ陽性者になられた方の健康観察をしておりままでの、清須市自体が陽性者になられた方への連絡というものはしておりません。

先ほど訪問させていただくと説明をさせていただいたのは、例えば、感染者の方の情報が保健所に行くんですけれども、そこで電話番号が間違っているためなのか、電話がつながらなかつたりという方について、保健所が何回連絡を取ってもつながらない方のところに訪問をして陽性者の方と接触するわけではなく、玄関先で、電話がつながらないので保健所のほうに御連絡をしてくださいというお願いに上がるというところで、市のほうでは陽性者の方への健康観察は実施をしておりません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

非常に気になるわけであります。今、医療機関が逼迫しているために、救急車が到着しても容態等を確認して、愛知県の新型コロナウイルス感染症調整本部へ連絡して、不搬送になっている事例が現実にこのまちでもあるわけであります。こういった患者の情報の共有が市にないわけでありますので、私は先ほど言いましたけども、発生届をして健康管理を自身でやっていくということで保健所からやつとるということですが、冒頭報告があったわけです。8月だけでも4千299人の方が感染されるとるわけであります。保健所も大変な業務になって、一人ひとりの健康観察はできているのかという非常に不安があるわけであります。

現実に、先ほど軽症が96%だと言われましたけれども、今、中等症・軽症の方が容態が急変で亡くなっている、こういう事態も生まれているわけであります。健康観察の重点化の必要性に

ついて、今、国の法整備は様々な課題はありますが、この辺についてはどのように本市としては捉えられているのか伺いたいと思います。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナワイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康観察の方法ですか、今、医療も、保健所も逼迫しているので、その報告の方法などの検討も国で出されていて、愛知県がどういうふうにしていくのかというところも検討がなされいるとは思いますけれども、私どもは国や県の方針に従って進めていくことになります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それでは、より具体的に質問します。

3番目の答えをお願いいたします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナワイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

次に、1の③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナワイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

③の御質問にお答えをいたします。

現在、第7波においては、コロナウイルス感染者の数が高止まりの状況が続いており、医療機関も逼迫しております。特に、10歳未満の小児の感染者が多いことから、北名古屋市、豊山町と協議し、西名古屋医師会に小児科の発熱外来の相談をしたところ、西名古屋医師会の区域内で2医療機関が協力いただけたこととなりました。市ホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」で周知をさせていただいております。

また、感染予防の継続の啓発とともに、今後はオミクロン株対応のワクチン接種も始まる予定となっておりますので、接種希望者が円滑にワクチン接種を受けることができるよう体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

新型コロナウイルス感染者の陽性者に関する措置が、入院に加えて宿泊療養、自宅療養が法的に位置づけられたわけであります。自宅療養の中には症状が継続している入院の待機者や基礎疾患を抱える高齢者の皆さんも見えるわけであります。適切な支援策を行っていく、このことが必要でありますけれども、現実にはなかなかそういう対応がされていないと思うわけであります。

一昨日の新聞報道にも、北名古屋の事例が示されていました。それを見ると、訪問診療の方が日夜非常に頑張って見えるわけであります。特に夜間に容態が急変したけれども、入院先が見つからない、こういう患者さんも見えると。県内の8月30日時点での病床の使用率は75%、非常に逼迫して、実態が詳しくルポの記事で北名古屋の事例で書かれているわけであります。8月だけでも4千人を超える方が感染者としてある。実態は医療も逼迫して大変な事態にある。まさに基礎自治体、住民に最も近い自治体として何をどう対応していくかということが非常に大事なことになってくるわけであります。

私は保健師の皆さんへの期待、ここが非常に大きいわけであります。近年、保健師の皆さんには児童虐待事例の対応とか精神保健福祉施策の拡充等に伴って、業務が非常に増加しているわけであります。これに加えて新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、自治体業務も逼迫しているわけであります。自治体の保健師の皆さんは、地域で暮らす全ての人々が地域で安心して生活できるような活動を行っていく、このことが大事でありますし、清須市も今、全力で取り組まれている、この姿は私も目にするわけであります。新たなことをチャレンジしていく上ではこういう事態、コロナも既に3年であります。ここをどう回避していくか、まさに保健師の数だと思うわけですけれども、この保健師の数というのは本市は充足しているわけでしょうか。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

現在、清須市には保健師は19人おりまして、先ほど議員がおっしゃられたように、児童虐待の問題もございまして、子育て支援課に2名、精神の関係で社会福祉課に1名、高齢福祉課、介護予防などに関して実施するものが1名、私、高齢福祉課次長の管理職が2名、それ以外が健康推進課というのと、コロナワクチン対策室にも1名配属ということで、かなり多岐にわたって保

健師の業務がございまして、分散して配属されておりますが、今後コロナも続していくということになりますと、さらにいろいろなことを実施していくと思うと、保健師が現状では厳しいなというふうに感じております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

これは長期に及んでおるわけでありますし、やらなきゃいけない課題も目の前にあるわけですが、なかなかそこに手が回らないということあります。

今日は人事秘書課の方も見てないんですけど、企画部長が前福祉部長ですので、こういう実態をよくつかんで見えると思います。今日は時間がありませんので、ぜひ、今のこういう現状をしつかり把握していただきたいと思います。

そこで、全国市長会が行っている今年度の4月13日に行われた第33次地方制度調査会の専門小委員会の資料を見ると、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題として、県の保健所では各地域の細やかな実情まで把握することが難しい面もあり、効果的な対策を講じるためには市の持つ情報を共有し、県の保健所と連携する必要が生じたという課題や、新たな意見や課題として、自治体においては余力がない人員体制で行政運営をしており、とりわけ保健師等の専門職は感染拡大時の需要に対応できる体制となっていない、こういう意見がたくさん出たそうであります。しっかりとこういう意見を反映されるように、私は当局が取り組んでいただきたいと思います。

まさにこういった感染症対応をしながら、通常業務を取り組まなければならないわけであります。そして、先ほども言いましたが、こうしたことが3年続いている。限られた人材と時間の中で対応していかなければならないことであります。必要な人材確保と手だてをぜひ行っていただきたい。その上であえてお願いしたいわけでありますが、相談窓口を設置して、自宅療養者等の不安の解消に努めていただきたいわけであります。

本市の保健センターの設置及び管理に関する条例第2条に、住民の健康の維持増進を図ることを目的としてセンターを設置するとして、第5条には感染症に関することを事業に記しているわけであります。ぜひ、この機能を発揮していただくことをお願いしておきたいと思います。

4番目の答えをお願いいたします。

議 長（野々部 享君）

次に、1の④の質問に対し、加藤健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

④についてお答えをさせていただきます。

愛知県地域医療構想推進委員会は、地域医療構想の達成及び愛知県外来医療計画の推進を図るため、診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者、医療保険者等が協議を行う場として開催され、名古屋・尾張中部構想区域の委員会は、愛知県医療計画課が庶務を行い、毎年2回開催されております。

愛知県では新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、令和3年度に県内のそれぞれの2次医療圏において、新興感染症拡大の対策を医療関係者と行政関係者の間で議論することを目的として、名古屋・尾張・三河の3ブロックの構想地区に分けた研修会が開催されました。その後、各医療機関からの意見では、今回の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを考慮し、引き続き、各医療機関の対応方針の策定や検証、見直しなど、地域医療構想を進めるとの内容の報告書が作成されたと聞いております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

時間がなくなってきたもんですから、これはお願いしておきたい。

今日、皆さんのお手元に資料をお配りさせていただきました。これを見ていただきたいわけであります。

医療圏、この計画の会議が年2回あると。部長も参加されているわけであります。この医療圏、名古屋と尾張中部2市1町がここに入ったわけであります。これまで進められてきた医療構想をはじめとしたこの医療圏の中で、病床の削減計画が行われているわけであります。まさにこういうときにこういう削減計画でパンデミックへの対応ができない、こういうことも明白になってきているわけであります。尾張中部が名古屋の医療圏に入って、市民の健康と命を守ることを柱にして検討が進められているのかということを言いたいわけであります。

医療圏が尾張・名古屋中部となっておって、名古屋には病院が123、2市1町尾張中部地域

には4つあるわけあります。ここで病床を削減していこうというような構想がいろいろ進められようとしておるわけです。

そこの表を見ていただきたいわけですが、コロナ感染をはじめ、一方では2次救急医療体制、こここのところでどこに搬送されているのかというと、そこに列挙されている病院あります。名古屋には運ばれていないわけあります。

さらには第1次のところで、先ほど休日診療のことを言わされましたけれども、現実には、今、西部も東部も1次救急は休診されているわけであります。こういう我々が住んでいる地域の実態がどうなっているのか、本当にこれを見ていく中で、今、この医療圏での医療構想がどういうふうに審議されているのかであります。

冒頭、質問でも述べましたけれども、新型コロナウイルスの新興感染等の感染拡大時における医療が追加された、今度の第8次から適用されるわけですけれども、今度の中間見直しでもそれがきちっと論議されていないわけであります。どうしても削減計画のほうにいくとですね、我々の住んでいる清須がどこでどういうふうに対応されていくのかということは非常に危惧されることであります。この会議にも参加されておるわけで、しっかり注視して、意見としてぜひ言っていただきたいということをお願いして、時間がありませんので、終わりたいと思います。

次の悪臭公害について解答をお願いいたしたいと思います。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課の松村でございます。

①の質問についてお答えさせていただきます。

市民からの通報や苦情の連絡を受けた際には、迅速に現地周辺を巡回し、臭気の度合いを確認しております。強い臭気が滞留している状況が確認できた場合においては、委託業者を緊急に呼出ししまして緊急臭気測定を実施し、同時に、悪臭防止法の指導権限が行使できるあま市市民環境課へ連絡をいたしまして、その職員同行の下、化製場を訪問して、作業状況の把握と臭気の抑制をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

昨年度も聞きましたけど、今年度、臭気測定をやられて、規制基準を上回っているのかどうなのか、実態を教えていただきたい。

議 長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

今年度につきましては、これまでに3回臭気測定をしております。1回目は6月24日、これは新清洲6丁目の交差点付近でございますが、測定結果は17でございます。2回目は7月20日で、五条川左岸の堤防上で測定をいたしました。結果は14でございます。3回目は7月27日の新清洲4丁目の県道付近で測定結果は16でございました。

清須市の規制につきましては12ということになっておりますので、3回とも超えてるというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、コロナ禍の下で換気が重要と言われているのに、実際には近隣に住まわれている方は窓が開けれないと、こういう声を聞くわけであります。特に夕方からは大変な悪臭が滞留しているわけであります。窓を開けて換気もできない、さらには夕食時にこういう悪臭がする、本当に大変な状況にあるわけであります。

そこでお聞きするわけでありますが、今、言われた規制基準において臭気のほうは基準を上回っている。しかし、2番目、物質濃度をクリアしているということがあるわけでありますが、2番目の答えをいただきたいと思います。

議 長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

②の質問につきましては、悪臭防止法による臭気の規制地域の指定及び規制基準の設定は各市の事務となっております。特定悪臭物質の濃度による物質濃度規制、もしくは人間の嗅覚を用いて臭いの程度を数値化した臭気指数規制のどちらかの測定方法を用いるのかも、各市町村で決め

ることになっております。

清須市では臭気指数規制による測定方法、あま市のうち旧甚目寺地域におきましては物質濃度規制による測定方法を用いており、規制基準が異なっております。化製場の指導権限でありますあま市にあるということですから、あま市の測定結果を用いられることとなり、その結果が規準内に収まつていれば問題はありません。しかしながら、清須市においては臭気指数規制の測定を用いることから、この違いが悪臭の解決につながらない要因ではないかと捉えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

発生している悪臭が多種多数の原因となる物質が複合して強い臭いとなっている複合臭である場合が多いと言われているわけであります。特に、化製場は動物性のたんぱくを扱うことから悪臭が発生しやすいと言われているわけであります。さらに、この間の質問でも腐敗が進む、こういう中でいろいろな悪臭がでている、こういうことが言われているわけであります。

悪臭がするということはいろいろ問題があるわけであります。そこで、今日は悪臭防止法の法体系の図を皆さんにお配りさせていただきました。それで、今、述べられたわけですけれども、物質規制と臭気規制の問題があるわけであります。複合臭等の問題があるために十分な規制効果が見込まれない地域は悪臭物質の規制基準に変えて、臭気指数による規制基準を定めることができるということが言われているわけであります。物質で臭気の終息が見込まれない状況があるわけで、この問題に対してどうしていくのかということが連絡会議の場で議論されなければならないと思うわけですが、3番目の答え、そして4番目の答えも続けてお願いしたいと思います。

議 長（野々部 享君）

次に、2の③、④の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

それでは、③の質問についてお答えさせていただきます。

化製場、あま市、清須市で構成し、県関係機関がオブザーバーとして参加している愛知化製事業協同組合とあま市及び清須市連絡協議会が年4回開催されており、臭気測定データや関係機関からの苦情件数、その内容の報告、化製場からは操業及び処理工程など、稼働状況等の報告など

を情報共有がされて、隨時、施設の検視なども行っております。

また、臭気測定データや苦情内容により、化製場に対し原因を聞き取り、必要により臭気抑制に向け改善をお願いしているところでございます。

また、施設内の設備等の改修等の対応がされた場合には、そういった報告も受けているという状況でございます。

続きまして、④の質問についてお答えさせていただきます。

市役所閉庁時の通報や苦情があった場合は、清須市生活環境課の職員が休日当番対応によりまして、現地周辺を巡回し、臭気の度合い等を確認し記録するなど、迅速に対応を図っております。

また、休祝日開けの開庁日には、あま市環境課職員に連絡し、苦情内容を伝えた上で、悪臭防止法の指導権限を行使できるあま市を通じ、事業所へ作業状況の確認と臭気の抑制をお願いしております。

今後もこれまで同様、誠心誠意迅速な対応に心がけ、問題解決を導いていくよう努力してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

まず、3番目のところですけれども、悪臭というのは何度も繰り返しますが、複数の物質で混合することにより強い臭いとなることがあるわけでありますと、物質規制では対応し切れない複合臭の対応を臭気規制にすることが求められているわけであります。このことは国も言っているわけでありますので、ぜひ連絡会議でこれは強く求めていただきたいと思います。

それから、4番目のところで、今、言われたわけですが、特に問題なのは、役所が閉まる5時過ぎですね、それから休日、ここで連絡するところがなくて、休みが開けてからということを言われておるわけであります。悪臭防止法には様々な規定がされておりまして、事故の措置等いろいろあるわけであります。法にのっとってきちんと対応もしていただきたいと思うわけですけれども、悪臭による環境の影響については、特に事故時の措置が大事でありますので、先ほど臭気規制をやると全て基準を超えておったわけであります。ぜひ、それが直ちに事故については応急処置を講じて、かつ事故を速やかに復旧するという事故時の措置も悪臭防止法の10条にはきっと書かれておるわけであります。

さらに、本市がいろいろやられておってもなかなか住民には見えないわけであります。それは結果が伴っていないからであります。悪臭による環境への影響については、地域住民へ迅速かつ正確に情報提供することが求められているわけですけれども、この動きについても、翌日を持っていくんではなくて、宿直の方も見えるわけですので、すぐあま市なり、工場にもあま市から連絡していただくなり対応を図っていただく、このことについて、さらには住民の方から連絡があったら、役所の中でも、今こういう状況だということが速やかに提供できるような体制を整えていただきたい。このことについて答弁を求めます。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

通報につきましては、どうしても夜間だとか休日になりますと職員の対応ができないというような状況でございます。そのため宿直が話を伺いまして、どうしても翌日ということになってくるかと思います。指導権限があるあま市の協力がどうしても必要ということになりますので、そういうことから、引き続き十分連携するよう協議会等を通じて粘り強く依頼していきたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

最後に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 19番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19番議員（浅井 泰三君）

19番、浅井泰三です。議長の大英断の下、一般質問できることをよろしくお願いします。私からの一般質問は、6月議会からの延長となります。ヤングケアラーについて、再度その必要性や問題点を取り上げ、前回お答えをいただいた中からよりよい施策を重ねていければと願います。

ヤングケアラーの必要性は考え方、捉え方に差異があるというもの、この大変な時代を過ごす子どもたちにとって、将来を誰もが活躍のできる時代を遅れず担っていただける、そんな人づくりのためにも、できる限りハンディを許さない施策の構築をしていかねばと考えております。

県ではこの6月に2千100万円猶予の予算をつけ、この問題に向き合っております。本市でも、前回の回答の下、具体的に進めている施策があると思いますが、以下確認をし、ヤングケアラー対策を進めたくお伺いします。

- ①8月のヤングケアラー理解促進シンポジウムの成果について
- ②ヤングケアラーの認知度向上の対策について
- ③これまでの問題点（課題）、併せて支援の方向性をお聞きしたいと思います。
- ④社会全体で支えるため支援へ充実を図るとし、県では「モデル事業」として3か所を委託したが、本市での考えもお伺いしておきます。

よろしくお願ひします。

議長（野々部 享君）

最初に、①の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課長の藏城です。

①についてお答えいたします。

8月2日に開催されました愛知県ヤングケアラー理解促進シンポジウムには、子育て支援課の子ども家庭支援拠点事業担当職員3名、学校教育課教育担当職員4名が会場及びオンラインにて参加、視聴しました。大学教授の基調講演及びトークセッションを受講することで、改めて、助けを求める子どもを地域全体で支援する体制づくりが必要であることを再認識いたしました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

シンポジウムにせっかく参加されて、今、体制づくりが必要だと、こんなふうにおっしゃいましたね。再認識された進め方など、具体的に何か決められることはございますか。それをお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

以降の質問でも御答弁させていただきますが、まずは多くの方にヤングケアラーのことを知つ

もらうことが重要であると思います。そのため、認知度を上げるための周知に力を入れてまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井です。

まだ、一朝一夕に体制が構築されるとは思いませんけども、後々の質問の中で1つずつお答えいただければと思います。シンポジウムではいろんな資料を取り寄せますと、この中にいろんな調査結果が示されておるんですね。前回6月にお聞きしたときに、小学校への質問とか当局への質問、見受けられなかつたということなんですが、学校関係以外に福祉関係や支援機関などへの聞き取り調査もなかつたということですか。

議 長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

インタビュー調査が実際実施されておりますが、その概要につきましては、ヤングケアラーの経験を持ちます大学生、社会人の方が8名、自治体関係機関に15か所、県内の小学校3校、中学校4校、高等学校3校、合計10校でそれぞれインタビュー調査が行われました。その中で中学校4校のうち1校が尾張地区の中学校という結果でございましたが、本市の中学校は該当はございませんでした。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

同僚議員の中にもこのシンポジウムに参加されたとかいうことなんですけども、学校教育課の職員も参加、視聴されたということです。学校教育課のほうとしては、吉野課長、どうですかね、受講して何か感じられたこととか、そういうことは課長のほうに報告はあったんですか。それをお聞きしたいと思います。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

こちらのほうは私も視聴のほうに参加させていただきました。ヤングケアラーは、やはりどうしても見つけにくいので、子どもたちが発する言葉だけじゃなく、姿や態度など小さなことへの気づきが大変大切だと感じました。そのためにも教員や子どもたち自身がヤングケアラーについてもっと知ることが大切であることや、支援につきましては子どもを中心にして、学校や地域、行政など、多くの大人がつながっていく必要があるなど改めて認識をいたしました。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

この後、またお聞きすることがあると思いますけども、2番目、よろしくお願ひします。

議 長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課、藏城です。

②についてお答えいたします。

6月の一般質問においても答弁させていただきましたが、9月中にはヤングケアラーイメージ図及び相談窓口等を掲載しましたチラシを作成し、小中学校の全児童に配布を予定しております。

また、冬頃には認知度をさらに向上させるため、県が作成するチラシも配布する予定をしております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今、子どもたちの周知も含めてチラシを配布するということで御回答をいただいたわけです。今の子どもたちへの周知方法として前回もお聞きしたと思ったんですけど、タブレットや何かは活用するとか、そういうことはお考えになっておりますか。

議 長 (野々部 享君)

吉野課長。

学校教育課長 (吉野 厚之君)

学校教育課長、吉野でございます。

タブレットの活用でございますが、学校生活や道徳等の授業の中でタブレットを活用しながら周知していくことは可能だと考えております。今後、学校とも相談しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (野々部 享君)

浅井議員。

19番議員 (浅井 泰三君)

ぜひ、その内容について吟味いただきて、どのような方法が子どもたちに伝わるのか、いい方法をお考えいただきたいな、そんなふうに思います。

次、愛知県知事も県民に広く周知していくと。そのためにも8月にシンポジウムも開いたわけなんですけども、私も6月議会以降、僅かですけど、ヤングケアラーで何で聞かれた方がお見えになるわけですよね。市民への講座の周知については、これからやるということは今お聞きしましたけども、どのような考え方の下でどのようにやっていくのか、その辺、藏城課長にお聞きしたいと思います。

議 長 (野々部 享君)

藏城課長。

子育て支援課長 (藏城 浩司君)

子育て支援課、藏城です。

当事者の子どもたちだけでなく、周りの大人にもヤングケアラーについて知ってもらい、気づいてあげることが大切であると考えております。

市の広報、ホームページに周知記事を掲載いたしまして、今後は周知をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (野々部 享君)

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今、広報、僕、早とちりをして、この間の8月号にも掲載するのかなと。それは幾らなんでも 性急過ぎるかなと思うんですけども、しかし、他の先進地なんかを見ると非常に進んでるところ もあるわけですね。そういうことを考えると、私は一刻も早く皆さんに情報を提供していただき て、ヤングケアラーというものの認知度を上げて子どもたちを救っていきたい、こんなふうに 考えると、いつ頃広報なりやられるわけですか。ホームページもですか。その辺お答えいただきたいと思 います。

議 長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

広報につきましては、原稿の締切り等もございますので、11月の広報で掲載を予定している ところでございます。

ホームページにつきましては速やかに掲載をしていく準備を整えてまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井です。

今、11月ということで、2か月後ですね、大変かと思いますけども、ぜひ、皆さんに分かり やすいチラシ、よろしくお願いしたいと思いますし、ホームページにおいてはできるだけ早く立 ち上げていただくと。ということは、11月より早く立ち上がるということで解釈させていただい てよろしいかと思いますが、早速明日からチェックさせていただきます。

では、3番目に行ってください。

議 長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

③につきましてお答えいたします。

課題は、児童自身がヤングケアラーであることに気づき、気軽に相談できる支援体制を整える ことが必要であると考えております。引き続き、ヤングケアラーの認知度の向上を図るとともに、

対象児童が相談できる窓口が身近にあることを周知していくこと、また、福祉・介護・医療・教育等の連携体制の構築を進めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

先ほど来、出ているように、助けを求める子どもたちを周りの大人がいかに気づいてやれるかが課題であると、そんなふうに問題点が伝わってくるわけですけども、吉野課長ね。子どもたちの一番身近に接している教師たちがいかにして子どもたちの変化に気づくか、これは前回6月もそういう話がなっていたんですけども、どうやって歩み寄っていけるか、子どもたちはなかなか発信できないと思うんですよね。

それと、もう1つは、今はタブレットとかそういうので、ヤングケアラーという問題で、あなたたち、困っていることがあったら相談してちょうだいよと。今は働き方改革だどうのこうので教師の方々も大変多忙であるかと思います。しかし、まずは身近な教師がいかに学校内でそういう子どもたちを見つけてもらえるか、そういうことが一番大事だと思うんですよね。課長、その辺の考え方はいかがですか、

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

まずもって教員、それから児童生徒一人ひとりがヤングケアラーについて深く理解することも大切だとは思うんですけども、教員がヤングケアラー等に気づくポイントといたしましては、遅刻や欠席が増えるだとか、宿題ができないなどの子どもたちの変化だと思います。教員がそういった小さな変化を少しでも見逃すことなく、そこからさらに深堀して寄り添っていけるような対応をしていきたいと考えております。そしてまた、担任だけじゃなく、校内で情報共有するなど、複数の目でも見守ってまいりたいと考えております。

また、定期的な教育相談や教育相談アンケートだけではなく、日常でも何か困ったときに少しでも相談しやすい雰囲気を学校全体でつくっていくことも大切だと考えております。

以上でございます。

議 長 (野々部 享君)

浅井議員。

19番議員 (浅井 泰三君)

藏城課長ね、僕は今おっしゃられた中でスクールカウンセラーやソーシャルワーカーをつくつていかないかんとかいろいろな中で、やれ福祉関係だ、やれ介護関係だ、またもちろん教育、そういったところで検討会といいますか、そうした横のネットワークを広げて、お医者さんや何かも含めて、前回もあったけど、そういうネットワークを構築せないかんということをおっしゃられたと思ったんですけども、これはやっぱりそういうものを一日も早く立ち上げるということを理解してよろしいですか。

議 長 (野々部 享君)

藏城課長。

子育て支援課長 (藏城 浩司君)

子育て支援課、藏城です。

現在の体制といたしましても、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点がございます。学校教育部門等からの気になるお子さん情報だとか、そういうものについては、隨時こちらに情報が上がってくる。こちらで情報を集約した内容を幼保対策会議体の中でこの児童についてどういう取扱いをしていこうかということを各関係者が集まりまして協議をして検討しているところでございますので、議員おっしゃられるように、新たに組織を構築するということではなく、現在、今のところ子育て支援課にある拠点の中で、情報を整理して連携を図っている状況でございます。

以上でございます。

議 長 (野々部 享君)

浅井議員。

19番議員 (浅井 泰三君)

分かりました。

次、4番お願いします。

議 長 (野々部 享君)

次に、④の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長 (藏城 浩司君)

最後に、④の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

④についてお答えいたします。

県のモデル事業に選定された自治体の公表はされておりませんが、事業成果・結果に応じて他の市町村に横展開することとなっております。

また、愛知県は、取り組むべき課題を抽出し県の施策としてつなげるとともに、県内全域にヤングケアラー支援の充実を図る体制の構築を進めています。本市としては、モデル事業での成果を参考にするとともに、この事業以外に県が実施します事業等を活用するなど、これまでどおり関係部署が情報の共有ができる体制の維持に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今おっしゃられた中で、この事業以外ということですけども、この事業以外に県が実施する事業などを活用するとおっしゃられた。どのような事業なんですか。

議 長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

市町村からの要請に応じまして、学識経験者や福祉関係者、当事者団体等のアドバイザー派遣事業がございますので、専門的なアドバイスが必要な事案が発生した際には助言をいただくようになります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

くどいようだけど、このヤングケアラーへの取組というのはまだ本市ではこれからだと思うんですよね。ざくつとした質問になって恐縮なんですけども、今後の本市の考え方というものを再度確認しておきたいと思います。その上であと少しの時間、質問したいと思います。

議 長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

これから支援が必要であるお子さんたちをいかに見つけられるかということが一番重要だと考えております。これまでもお答えをしておりますように、当事者本人、教育現場や周りの大人たちが問題意識を高めて救っていくことが重要だと考えております。まずはそのための周知・広報を行ってまいります。そして、モデル事業の成果や今後の国の動きを注視しながら、本市に適した支援につなげる体制づくりを構築してまいる予定でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今おっしゃられる決意表明みたいな形なんですけど、本市としては一生懸命捉えられておられるわけですね。僕ね、福祉部長にお聞きしたいんですけど、先ほど藏城課長はモデル事業の3か所というのは公表されるとらんということです。これは先の8月2日のシンポジウムで公表があつたかどうか分からんですけども、豊橋市と大府市なんですよね。県は3か所応募を募つとるんですけども、まだ2か所しか出てないんですよね。最後の1か所、本市が手を挙げたらどうですか。そうすれば予算を頂いて、アドバイスからいろいろな構築までいろいろ物心両面で手助けいただけると思うんですが、何でうちは。それは38市か、愛知県下の中で3市の中に手を挙げようというのも酷な話だし、まだ基盤も整ってないのに僕が答えを言っちゃいかんけども、いかがですかね、部長。

議 長（野々部 享君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

県が行いましたヤングケアラーの支援事業の市町村モデル事業に3自治体を募集していることについては十分承知しております。まだ正式に3自治体の公表のところはいただいていないところで、今、議員が言われてもまだ1か所、空きがあるというようなことは少し情報を得ておりますけど、モデル事業のことを少し御説明のほうをさせていただけたらなと思っております。

内容としては、県が示しているのが2022年11月から2025年3月まで2年5か月間に

おいて、ヤングケアラーの発見や把握、支援まで一貫とした支援体制を構築するために支援施策の企画の立案、あとは事業推進管理、多機能の連携のためのコーディネータを配置をしまして、モデル事業としては取り組んでいく項目を決めて、その方向性を定めていくということになっております。

その中の項目としましては、大まかなところで申し訳ありませんけど、子どもに向けた広報の啓発であったりとか、子ども向けの相談の場の設立、住民向けの広報の啓発、先ほどから御答弁させていただいたようなところの7項目を検証させていただいて、2年5か月の取組内容の成果の実績をまとめさせていただいて、大会発表用の記録を作成するというのが今回のモデル事業になっております。

今回ですね、今、議員が言われましたようなモデル事業に参加することにつきましては、実際、部内等でいろいろ協議をさせていただいたところもあるんですが、先ほど課長が答弁させていただいたように、まず本市としては児童自身の気づき、学校等の気軽な相談体制の構築をヤングケアラーの取組として、そこからまずは進めさせていただきたいと考えておりますので、モデル事業の成果報告を受けて、またそっちのほうを参考にさせていただきながら、本市のほうはヤングケアラーについて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

加藤部長には再質問せずに、教育部長いかがですかね。僕はね、豊橋とか名古屋とか、名古屋は別格ですけど、豊田市とか、大きな市が取り組むなら納得いくんだけど、大府といったらうちと変わらんよね。立地的に知多の根元というかね、何で大府に負けとらないかんのかなというね、そんなことはともかく、教育部長もこの辺のことをね、子どもたちのことから考えると、本市が3市の中へ手を挙げてもいいのではないかと思うんですけど、いかがでしょうかね。

議長（野々部 享君）

加藤教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

ただいまの議員の御質問は、8月に再募集をされた市町村モデル事業のことについて、これは

県の福祉局児童家庭課から出ておりますので、私どもも子育て支援課を通じて承知しております。先ほど福祉部長が申しましたように、私どもは学校教育として関わることもたくさんあると思っておりますので、こういったものは体制が整えば進めていきたいとは考えております。

前に戻ってしまいますが、私も8月2日のシンポジウムはオンライン参加のほうをさせていただいて、そこですごく印象的だったのは、まず今は子どもたちにヤングケアラーって何だということをほとんど御存じないという子が本当に今、多いと。お手伝いしとることが、それがヤングケアラーなの、というようなこともよく聞くという先生の声もありました。ですので、まずは周知をして、当然子どもだけではなく教員のほうも理解をしていただいて、とにかくヤングケアラーというものをこういうものだ、ということをとにかく広めることができがまず第一かなという印象は持りました。今後も子育て支援課とタイアップをして、どういったことができるかということは検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、ぜひ、教育部長、その辺を。ただ、先生方が非常にあれもこれもの世界の中で、これまでいろいろなところでそういう子もたちで気配りや目配りをしていただいているんですけども、新たに言葉としてのヤングケアラーは実際にそこには父兄も大きく絡んでくるもんですから、子どもたちだけではなく父兄も市の広報やインターネット、これから藏城課長のほうでやっていただける。しかし、それだけではなくて、やっぱり直接の父兄に働きかける何かが必要だと思うんですけど、いかがですかね、部長。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

おっしゃるとおりで、先ほど子育て支援課長が答弁しましたが、まずこういったヤングケアラーというものを周知するために、チラシのほうを学校で配ります。もちろんホームページにも掲載するというようなことで、保護者にも周知できるようにさせていただきます。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

確認で、子どもたちへのチラシというのは、当然、家庭へも持ち帰るということを想定したチラシということですね。それだけ確認したいと思います。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

そうだと認識しております。今、メインは子育て支援課で作っていただいてはおるんですけど、そういったことでお話のほうはさせていただいております。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

余分なことかもしれませんけども、子どもたちだけじゃなくて家庭が理解をしてくれんことに話にならんですから、チラシもそういった内容になるようにひとつチェックのほどよろしくお願ひいたします。

時間も来ちゃったんですけど、教育長、今までのいろんな答弁を総合した判断になるかと思いますけど、もちろん答えがいわゆる過ぎたことはあるかと思います。いよいよ教育長も今日が最後だと思うんですよね。まさか臨時議会を開いての一般質問はないと思うんです。長い間いろんなところに御尽力といいますか、いろんな施策について教育長に御無理を申し上げ、またいろいろお助けいただいて、市の教育の発展に尽力されたことを心からこの席で敬意を表しながら、私は今タイミング的には夏休み明けということで、子どもの不登校の問題だ、そこには新聞やテレビを見ると、学校へ行かんでもいいとか、無理やり行かしたらいかんとか、居場所を探せとか、なんだらかんだらいっぱい、その中に私は今度の不登校の中でヤングケアラーの問題ね、家庭でもいろんな問題の中から登校できない子も中にはいるやもしれません。そうしたことをひっくるめて教育長のお考えを最後にお聞きし、私はそれを糧にヤングケアラーを頑張っていきたいなど、そんなふうに思います。お聞かせください。

議長（野々部 享君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

教育長の齊藤です。

最後に浅井議員からご指名いただきましてありがとうございます。

夏休み明けということで、本当にこのときはいろんな意味で心配事がいっぱいあります。それはこの時期に子どもたちが自殺をしたりとか、そういうこともあったりとかします。その1つの原因が、宿題が出せないとか、友だちと改めて会ったりすることができないといういろんな関係で、そういうようなことも含めてだと思います。だから、夏休みの課題等につきましては、提出について出せない子については、いろんな事情を聞きながらということを思ってますが、それが家庭の家族の介護、それから例えば家庭の人たちのために食事を作ったりとか、また兄弟の面倒を見なきやいけない、そういうようなことで宿題ができないということもきっと出てくるんじやないかというふうに思っています。

ただ、時間はあるんじやないかという言い方をしますけど、そういうことをやつとると、正直なところ疲れちゃって宿題まで行かないというような、そういう認識を持たなきやいけないと。ただ、単純な時間割云々じゃなくて、そういうような日々の生活を支えることはいかに大変だということは、主婦の人はよく御存じだと思うけど、そういうことがあります。だから、そういうことに関しては、こういう子どもたちがおるから、やれない子がおるからということで、市の関係機関に報告をしながら少しでも改善ができ、市が手を差し伸べることができるんだったら、そういうことをやってもらわなきやいけないというふうに思っています。

また、家族のために献身する行為自体は尊くて、本当に否定するものではございません。だから、その原因で、自分の将来に希望が持てないということで苦しんだりとか、そういうことがあってはいけないというふうに私は思っております。一人ひとりが思い描く希望とか人生そのものがあって、それに寄り添うような支援を私たちはしていかなきやいけないというふうに思っております。

多くの人たちが今日いろいろ議論がされたように、ヤングケアラーをもっともっと知っていたいきたいと思いますし、また、これをその当事者だけで済ませるんじやなくて、地域全体で捉えていかなきやいけないというふうに思っています。そういうことが今後ヤングケアラーをしっかり認識し、少しでも不幸な子どもたちをなくせるように私たちは努力していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

これ以上ございません。以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

以上で、一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、9月6日午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

早朝より大変御苦労さまでした。

（ 時に午前11時37分 散会 ）